

本稿については、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）題71条第1項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

地震・津波 編

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時の津波を想定）

緊急地震速報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」（平成17年3月）より
津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」（平成23年12月）

- ・緊急地震速報の内容を校内放送で教職員，児童等に連絡
- ・大きな声での確な指示：「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」「倒れてきそうなものから速やかに離れる」

地震発生（震度6を想定）

- ・大きな声での確な指示
「頭部の保護」「机の下へ避難」「机の脚を持つ」「動かない」「倒れてきそうなものから速やかに離れる」

STEP 1 児童生徒等の安全確保

- ・大きな揺れがおさまったら，即座に運動場に避難し，津波に関する情報収集を行う。
- ・情報をもとに，校長が避難の判断と指示を行う。

津波発生

	第1波		最大波 (第○波)		一次避難場所 校舎北館3階 二次避難場所 鳴門IC付近
里浦海岸	4分8分	0.2m	6分4分	6m	

STEP 2 避難

- 津波の可能性無し
運動場へ即座に全校避難。
- 津波の可能性有り
至急高所へ全校避難（校舎3階・鳴門IC付近）

おさない
はしらない
しゃべらない
もどらない
ちかづかない

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童等の安否確認
- ・負傷者の確認と応急措置

STEP 4 避難した後の学校の対応

- ・警察，消防，医療機関への連絡
- ・緊急を要する児童等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童等の不安に対する対処
- ・情報収集：地震の規模と津波
- ・教育委員会への連絡：被害状況等
- ・学校が避難所となった場合の運営支援

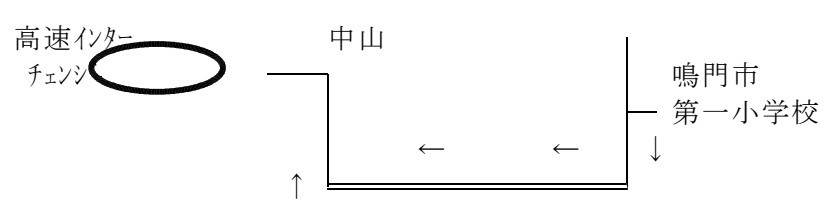
STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

- ・地震，津波発生時の対応について，学校と保護者とで共通理解を図る。
 - ・対応決定後，保護者へ連絡する。
 - ・大災害の場合，原則保護者に避難所に来てもらい，引き渡す。
- ※大津波警報・津波警報発令時は，原則帰宅させない。

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
テレビ	職員室，地震発生でつける。	教頭
ラジオ	職員室，校長室，事務室 地震発生でつける。	教頭，教務，事務
電話	職員室，校長室 校長会連絡網	校長 教頭
インターネット	職員室 常時起動 随時チェックする。	事務長
携帯電話(鳴門市しらせ隊)	校長，教頭，教務が受信	校長，教頭，教務

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE 1	エリアメール受信 震度に関係なく 「津波発生なし」の発表	揺れが収まった後，運動場中心部へ避難 対策本部：校長室 集合形態：学級ごと2列（朝会の隊形） 児童人数確認報告：教頭→校長 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">東に向かって朝会の隊形</div>
CASE 2	津波注意報 津波警報 大津波警報 避難勧告 避難指示 <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">状況により判断する</div>	揺れが収まった後運動場へ避難 対策本部：理科室 津波注意報以上で校舎3階 全児童 北校舎3階
CASE 3		揺れが収まった後運動場へ 西へ移動国道11号線から高速インターチェンジ付近へ避難 各学年・各学級ごとに移動 対策本部：市役所 

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
出席簿	教室	担任
家庭環境調査（児童 保護者連絡用）	職員室	教務・事務
ノートパソコン・防災関係避難時搬出データ	職員室	教頭
※引き渡しカード	職員室	教務・事務

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理

連絡責任者（尾崎 徳彦 教頭）				
連絡先	電話	FAX	E-mail	備考
鳴門市教育委員会	686-8802	686-8793		
鳴門市役所危機管理課	684-1711	684-1336		
鳴門警察署	685-0110			
鳴門市消防本部	685-2009		※予防課684-1640	
鳴門病院	683-0011	683-1860		

カ 保護者への引き渡しについて

(ア)地震・津波が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基

津波 地震 土砂災害等	警報等の発表なし、もしくは解除された後	警報，避難勧告，避難指示等継続中
通学路の安全が確認できている 公共交通機関が支障なく運行している	下校	学校に待機 迎えに来た保護者も いっしょに待機
通学路の安全に疑問がある場合 公共交通機関の運行に支障がある	保護者と連絡がとれ安全が確認できるまで下校させない 保護者と連絡がとれなかったり，安全に疑問があるときは，保護者が迎えに来るまで 学校で待機	学校に待機 迎えに来た保護者も いっしょに待機

(イ) 地震・津波が発生した際、児童を引き渡す際の保護者への連絡方法
 (電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法も考慮)

判断責任者氏名： 端村 達也 担当者氏名： 尾崎 徳彦 ・ 各学級担任	
連絡方法・手順	①マチコミメールで一斉送信をする。(尾崎 徳彦) ②マチコミメールに未加入の保護者へ電話連絡(各学級担任)
連絡が取れない場合の対応	① 連絡が取れるまで、児童は学校で待機させる。 ② 時間をおいて、再度連絡する。(学級担任) ③ ②でも連絡が取れない場合は学校長に報告し、対応する。 ※ 災害掲示板への掲示 災害伝言ダイヤルの活用 保護者の迎えまで学校で待機させる。

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者： 端村 達也 担当者氏名： 益田 郁夫 ・ 各学級担任	
<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認されてから引き渡す。 津波警報・大津波警報の有無 ・ 二次災害の有無 ・ 避難勧告・避難指示の有無 通学路の安全状況の確認 ・ 児童の家庭周辺の安全状況の確認 ・マチコミメールで家庭へ連絡 電話・メールが使用不可の場合は、市、市教委、関係機関等への掲示で知らせる。 ・担任が保護者かどうかを確認する。兄弟姉妹の確認。名表にチェックを入れる。 ・翌日の予定等を知らせる。 ・引き渡し後の安全確認をする。(電話、メール) <p>※大津波警報・津波警報発令中は保護者も一緒に待機。</p>	

キ 児童が在校時以外の対応

登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○あらかじめ個々の通学路における避難場所を複数決めておく。 ○児童の避難場所を、保護者・学校が把握しておく。 ○各避難場所の避難予定者リストを作っておく。支援を要する児童については十分な配慮をする。 ○地域の方々、自主防災会の協力を依頼しておく。 ○児童は安全確保。(倒壊する物から離れる。身を守る。) ○揺れがおさまったら避難場所へ行く。(高い所へ避難する。) ○教職員は、児童の避難場所と安全を確認。避難場所で児童を保護・安全確認後、学校へ引率 ○保護者引き渡し
学校外の諸活動時	<ul style="list-style-type: none"> ○学校外諸活動時の避難場所を複数決めておく。 ○地域の方々、自主防災会の協力を依頼しておく。 ○児童の安全確保。(倒壊する物から離れる。身を守る。) ○揺れがおさまったら避難場所へ行く。(高い所へ避難する。) ○安全を確認後、学校へ引率。 ○保護者引き渡し
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ○児童は安全確保。(倒壊する物から離れる。身を守る。) ○揺れがおさまったら家族で決めておいた避難場所へ行く。(高い所へ避難する。) ○あらかじめ避難場所を複数決めておく。児童の避難場所を、保護者・学校が把握しておく。 ○支援を要する児童については十分な配慮をする。 ○地域の方々、自主防災会の協力を依頼しておく。 ○教職員は、児童の避難場所と安全を確認。避難場所で児童を保護・安全確認、保護者確認。